

笠岡市スクールボート

運 航 基 準

令和 6 年 4 月 1 日

笠 岡 市

目 次

第 1 章 目 的	1
第 2 章 運航の可否判断	1
第 3 章 船舶の航行	2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、スクールボートの運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるとときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名等	風速	波高	視程
笠岡港、笠岡港（神島）、高島港 白石島港、北木島港、湛江港、 飛島大浦港	12 m/S以上	1.2 m以上	500 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるとときは、発航を中止しなければならない。

風速 12 m/S以上	波高 1.2 m以上
-------------	------------

3 船長は、前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
13 m/S以上 (船首尾方向の風を除く。)	波高 1.5 m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 13 m/S 以上	波高 1.5 m 以上
--------------	-------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとければならない。

気象・海象 港名等	風速	波高	視程
笠岡港、笠岡港（神島）、高島港 白石島港、北木島港、湛江港、 飛島大浦港	12 m/S 以上	1.2 m 以上	500 m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載するものとする。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

(1) 出入港配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理補助者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。なお、原則、運航基準図（西回り）で運航し、西方向からの風が風速7m/S以上の場合は、運航基準図（東回り）で運航する。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速 力	毎分機関回転数
微 速	4.3ノット	500rpm
半 速	16ノット	2,100rpm
航海速力	19.5ノット	2,250rpm
全 速	24 ノット	2,500rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならぬ。

(通常連絡等)

第9条 運航管理補助者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度、速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理補助者との連絡は、通常及び緊急時いずれも携帯電話により行うものとする。

(機器点検)

第11条 船長は入港着岸前、桟橋手前等入港地の状況に応じ、安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様とする。

(記録)

第12条 船長及び運航管理補助者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航日誌に記録するものとする。